

向日葵

ひまわり

第242号

平成27年12月号



今月の表紙：西武遊園地イルミネーション／写真：所沢市 三宅正人さん 提供

主な内容

ちょっと知りたい税理士コラム	2—3
税務署だより	4—5
平成28年度税制改正に関する提言	6—7
市民・産業まつりで 税と法人会を知ってもらおう！	8
税金クイズ集計結果	9
法人会全国大会参加報告	10
地域の名所	11
社労士column	12
会社紹介	13

講演会・研修会等報告	14
人人	15
新入会員紹介コーナー	16
会員増強決起大会報告	17
平成27年度東村山税務署納税表彰	18
国内研修実施報告	19
ブロック等活動状況	20—21
平成28年賀詞交歓会のご案内	22
法人会行事のご案内	23
recipe	24



公益社団法人東村山法人会

www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp

役員報酬や給与を支払うと、それに対して所得税・住民税や社会保険料が課されます。

厚生年金や国民年金だけではゆとりのある老後を暮らすには資金が不足する可能性があり、それに備えるためには給与などの収入の中から資金を積み立てておく必要があります。公的な制度のなかには税金の優遇や社会保険料の節約につながるものがありますので、今回はそれらの制度についてご紹介します。



公的な制度の種類と対象者

1 小規模企業共済

この制度の対象者は個人事業主と中小企業の役員で、いわば経営者のための退職金制度です。個人が加入するもので掛金は月額1千円～7万円の範囲で自由に選択でき、所得税と住民税で掛金全額の所得控除を受けることができますので、所得税と住民税の優遇が受けられます。事業の廃止や役員の辞任で受け取る場合には、退職所得として課税されますので税負担が非常に軽くなります。また、任意解約もできますがその場合には一時所得としての課税となり、また返戻金が掛金を下回ることもあります。

2 中小企業退職金共済(中退共)

これは、会社(事業主)が加入する従業員のための退職金制度です。

会社の中退共に掛金を払い込み、従業員の退職の時には共済金の中退共から直接従業員に支払われます。

退職金の積み立てにもかかわらず、会社は掛金の支払い時に損金となるため法人税が節税でき、従業員が退職時受け取った共済金は退職所得として所得税が優

遇されます。仮に中退共に加入する代わりに、この掛金部分を毎月従業員に給与



として支給すれば、それは通常の給与の扱いとなり、その分、所得税・住民税・社会保険料が課せられますので中退共で退職金として積み立てられた金額については従業員にとってこれらの負担を避けることができるということになります。

この小規模企業共済と中退共の二つの制度は掛金の運用を機構にゆだねる形のもので、

これに対して、資金を自分で運用するものに、確定拠出年金の個人型と企業型があります。

3 確定拠出年金(401K) 個人型

対象者は、個人事業主や会社に厚生年金基金や確定拠出年金企業型の制度のないサラリーマンです。個人で加入するもので月額5千円～68千円の間で自由に選択でき、この掛金も小規模企業共済と同様に全額が所得控除になります。加入する金融機関への管理手数料は個人が負担することになります。

4 確定拠出年金(401K) 企業型

個人型は個人が加入するものに対して、企業型は会社が加入するもので、対象者は役員及び従業員になります。役員のみしかいない中小企業でも加入を受け付けている管理会社(金融機関)もあります。これは、企業が加入し金融機関の個人の口座へ毎月掛金(5千円～上限55千円)を払い込みます。中退共と同様に、企業は掛金を払い込んだ時に損金となり、法人税の節税になり、役員・従業員は掛金が給与となりませんので、所得税・住民税及び社会保険料の対象外になります。

加入する金融機関への管理手数料は発生しますが、法人の経費になります。

中退共は従業員のみですがこちらは役員も対象になることが大きな違いです。

確定拠出年金は個人型・企業型とも、個人の口座に払い込まれた掛金を、自己の責任で管理会社が用意している商品の中から自由に選択して運用するもので、60歳までは解約(現金化)できません。60歳以降に一時金で受け取れば退職所得に、年金で受け取ると公的年金等控除の対象となり、所得税の優遇を受けることができます。

運用商品は加入する管理会社によって異なりますが、定期預金のように元金を保証する商品から、株式投資信託のように運用益は大きいけれど元金が保証されないものまであります。そしてその運用益は非課税となっています。払い込まれた掛金は個人別に管理され、たとえ管理会社が破綻したとしても守られます。また、

あつてはならないことですが、経営している会社が経営破綻して個人保証のために代表が自己破産した場合でも、確定拠出年金は没収されませんのでセーフティーネットにもなります。



税金・社会保険料のメリット額

会社のオーナー社長が自身に給与を支払う代わりに、企業型の確定拠出年金を利用することを考えてみます。

所得税 10%、住民税は 10%、社会保険料：個人負担分 15%、会社負担分 15%とすると、月額 20,000 円を払い込んだ時のメリットは下記になります。

■所 得 税	20,000円×12ヶ月×10% =	24,000円
■住 民 税	20,000円×12ヶ月×10% =	24,000円
■税金年間		48,000円

■社会保険料		
個人負担分	20,000円×12ヶ月×15% =	36,000円
会社負担分	20,000円×12ヶ月×15% =	36,000円
■社会保険料年間		72,000円

■合 計		120,000円
------	--	----------

合計では年間 120,000 円になり、これを 10 年間続けると 120 万円の税金と社会保険料の節約ができ、かつ、老後資金としての掛金総額は 240 万円になります。



これを生命保険の年金保険料として年間 24 万円の保険料を支払った場合と比べると、

■所 得 税 控除額	40,000円×10% =	4,000円
■住 民 税 控除額	28,000円×10% =	2,800円
■税金年間		6,800円

合計で 6,800 円にしかなく確定拠出年金(企業型)の方が 113,200 円有利です。また、小規模企業共済・確定拠出年金(個人型)と比較した場合には社会保険料のメリットがなくなりますので、年間で 41,200 円有利になります。

定期預金などで積み立てている場合には、貯めた資金がいつでも自由に使える代わりに税・社会保険料のメリットはありません。現在加入数が延びている NISA の場合には、運用益は非課税となりますが、その自分で拠出する資金については所得税・社会保険料の優遇はありませんし、期間制限があります。

おわりに

これらの制度はいずれも厚生年金・国民年金のように現役世代が高齢者を支えるものではなく、自分の老後資金を自分で蓄えていくものになります。同じ蓄えるのであれば税金や社会保険料のメリットのある方法を選択することが有効な方法となります。

長い期間行うことですので、積み上がった貯蓄額や優遇された税額の合計はとても大きいものとなりますが、自発的に行動を起こさなければ優遇は受けられません。人生の資金計画を考えるひとつの機会になればと思います。

注：確定拠出年金制度は、2015 年度税制改正大綱により個人型の加入者の範囲の拡大や他の制度との資産の引継ぎを可能にするなどの改正が今後施行されることになる予定です。

Profile | 倉知 万里子



会計事務所及び一般企業の経理を約10年経験後、平成26年8月に河野周輔税理士と税理士法人を設立。二人体制で高品質のサービス提供を目指して活動する一方、無料相談などに積極的に参加。

事 務 所 税理士法人 倉知河野

本 店 豊島区東池袋 1-20-2

西東京事務所 西東京市ひばりが丘 4-6

TEL 03-5960-5057 FAX 03-5960-5058

e-mail mariko.kurachi@kurachikono.jp

URL <http://kurachikono.jp>

税 務 署 だ よ り

平成27年分確定申告を行う皆さまへ

～申告書作成会場のご案内～

所得税・贈与税・個人消費税の
東村山税務署の申告書作成会場は
2月8日(月)に開設します。



会場開設前は常設窓口での対応のみとなります。
申告書作成・相談のためのご来署はお控えください。

開設期間 平成 28 年 2 月 8 日 (月) から 3 月 15 日 (火) まで
※土、日及び祝日を除きます。
ただし、2月21日(日)と2月28日(日)は開設します。

受付時間 午前8時30分から

相談時間 午前9時から午後5時まで
(会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがあります。)



ご自宅等でも申告書等を作成できます！

手書きで申告書を作成されている方へ

申告書は国税庁ホームページで作成できます！！

国税庁ホームページ

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただければ、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができます。

平成 27 年分の確定申告に当たっては、「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただき、作成した確定申告書は**印刷して所轄税務署に郵送等により提出**してください。また、「e-Tax(電子申告)」を利用して提出することもできます。詳しくは、e-Tax ホームページをご覧ください。

所得が「給与・公的年金」のみの方は必見！！

「『確定申告書等作成コーナー』って難しそうだな」という方へ

給与所得者又は公的年金所得者向けの申告書作成画面を新設しました。**初めての方でも操作がしやすい画面**となっておりますので、是非ご利用ください。

『タックスアンサー』が
税の質問に答えます。



タックスアンサーは、税に関するインターネット上の税務相談室です。

よくあるご質問に対する回答を税金の種類ごとに調べることができます。

詳しくは

確定申告に関する一般的なご相談は
『**国税局電話相談センター**』をご利用ください。

※税務署の電話番号から自動音声に従って「0」または「1」を選択してください。



税理士による 無料申告相談

～申告書を作成して提出できます～

2/4(木)から

⚠ 申告書等の提出のみの場合は、直接税務署に提出(郵送可)してください。

会 場	日 程	平成 28 年 2 月						受 付 時 間
		4	5	8	9	10	12	
		木	金	月	火	水	金	
東村山市市民ステーション「サンパルネ」 (東村山市野口町 1-46 ワンズプラザ内)	●							午前9時30分 ～ 午後3時30分 ※会場が混雑している 場合は、受付を早め に締め切ることがあ ります。
東村山市市民センター (東村山市本町 1-1-1)		●						
小平市役所 (小平市小川町 2-1333)				●	●	●	●	
西東京市防災センター (西東京市中町 1-5-1)				●	●	●	●	
東久留米市役所 (東久留米市本 3-3-1)				●	●	●	●	
清瀬市生涯学習センター (清瀬市元町 1-2-11)					●	●		

○小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書を作成して提出できます(土地、建物及び株式などの譲渡所得のある場合を除く)。

特に初日(2月8日(月))の午前中は大変混雑しますので、別の日のご来場もご検討ください。

○確定申告に必要な書類(源泉徴収票及び前年申告された場合は申告書の控え等)、計算器具、筆記具及び印鑑等をご持参ください。

○昼休みは、税理士が交代で対応しており、お待たせする場合がありますのでご了承ください。

○各会場とも、お車でのご来場はご遠慮ください。

市役所作成会場

2/16(火)から (一部を除く)

会 場		期 間 (平成28年)	時 間	ご利用いただける方
東 村 山 市 役 所	東村山市本町 1-2-3	2/16(火) ～ 3/15(火)	午前9時 ～ 午後4時	○市内にお住まいの方で簡易な申告 (医療費控除等)をする公的年金受給 者及び給与所得者 ○事業所得・不動産所得及び土地・建物・ 株式などの譲渡所得のある場合は税 務署内会場をご利用ください。 ※土・日・祝日は開設しておりません。 ※開催内容の詳細(昼休み時間等)は、 各市役所に確認してください。 ※相談に対応できる職員に限りがあり ますので、相当な時間をお待ちいた だく場合があります。
小 平 市 役 所	小平市小川町 2-1333			
西東京 市役所	田無庁舎 西東京市南町 5-6-13			
	保谷庁舎 西東京市中町 1-5-1	3/9(水) ～3/15(火)		
東久留米市役所	東久留米市本町 3-3-1	2/16(火) ～ 3/15(火)	午前8時30分 ～午後5時	
清 瀬 市 役 所	清瀬市中里 5-842		午前9時 ～午後4時30分	

法人実効税率20%台の早期実現と 中小企業の活性化に資する 税制措置を強く求める！

法人会の「平成28年度税制改正に関する提言」が、9月16日の公益財団法人 全国法人会総連合（以下「全法連」）の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに取りまとめられたもので、「税・財制改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」「震災復興」などからなっている。

全法連では、全国82万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道県連および441単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言（要約）は次のとおり。

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

○財政健全化は歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出は聖域を設けず具体的削減の方策と工程表を明示し着実に実行すべきである。

○消費税率10%への引き上げに当たっては、経済への負荷を和らげる財政措置も必要であるが、それが財政健全化の阻害要因とならないよう十分注意すべきである。

○国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長をも左右すると考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することである。

○社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すことも重要である。医療費・介護費の抑制につながる客観的なデータ分析に基づく実効性ある取り組みが求められる。

3. 行政改革の徹底

○消費税率10%への引き上げは、2017年4月に確実に実施されることになった。これは財政健全化と社会保障の安定財源確保にとって不可欠だが、その前提に「行革の徹底」があったことを改めて想起すべきである。

○消費税引き上げは国民に痛みを求めることに変わりはなく、その理解を得るには地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

○消費税率10%への引き上げにあたっては、行政改革の徹底、歳入の見直しに本腰を入れるだけでなく、景気動向も十分注視する必要がある。

○軽減税率は事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、当面（税率10%程度までは）は単一税率が望ましい。また、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものとするので、導入の必要はない。

○低所得者対策は現行の「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当である。

○現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

5. マイナンバー制度について

○国は、制度の仕組みなどについて周知に努め、定着に向けて取り組んでいく必要がある。また、マイナンバー運用に当たっては、個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護が十分に担保される措置を講じることが重要である。

○マイナンバーによる国民の利便性を高めるためにも、e-TaxやeLTAXを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化を図るべきである。同時に、システム構築面などで行政側のコスト意識の徹底も求めている。

6. 今後の税制改革のあり方

○今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率20%台の早期実現

○アジアや欧州各国との税率格差は依然として残っているうえ、社会保険料を含めた企業負担は年々高まっており、国際競争力や外国資本の対日投資面などで懸念が指摘されている。こうした観点から、法人の税負担は地方税を含めて軽減する必要がある、「20%台」は早期に実現すべきである。

○税率引き下げの代替財源については、財政健全化目標との関係なども踏まえれば、引き続き恒久財源の確保を原則とすべきで、具体的財源は税制全般の改革の中で検討されるのが望ましい。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

○中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

○少額減価償却資産の取得価額の損金算入

の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。

○平成27年1月から納税猶予制度が改正され、要件緩和や手続きの簡素化など大幅な見直しが行われたが、事業承継を円滑に行うにはまだ不十分であり、更なる要件緩和と充実、事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設が必要である。

III 地方のあり方

○地方分権の必要性は、国・地方の財政や行政の効率化を図るだけでなく、地方活性化という観点からも強調されてきた。そしてその基本理念が地方の自立・自助にあることも指摘されてきた。政府が進める地方創生でもこの基本理念を十分に認識する必要がある。

○我が国の財政を健全化するためには、国だけでなく地方の財政規律の確立も欠かせない。地方交付税改革をさらに進め、地方行政に必要な安定財源の確保や行政改革についても、自らの責任で企画・立案し実行していくことが重要である。

IV 震災復興

○今年は5年間の集中復興期間の最終年となるが、被災地の復興、産業の進展はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。

<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

—— 東京法人会連合会 ——

市民・産業まつり 税と法人会を知ってもらおう!

今年度も管内各市で開催された秋の市民・産業まつりに各ブロック等が参加し税と法人会のことを市民の皆様に知ってもらおうとPRを行いました。

今年度の秋のまつりは10月18日(日)に清瀬市で、11月14日(土)と15日(日)に東村山市、小平市、西東京市、東久留米市で開催されました。各ブロック等は、「会員募集」や「一億円体験」の旗を立てたブースを構え、税制・社会貢献委員会作成の税金クイズに挑戦して頂いた多くの市民の皆様に鉢花や種を配りました。今年度も法人会の鉢花の配布は大盛況を頂きました。

その間、佐藤署長を始めとする東村山税務署の皆様にご激励頂きました。

東村山ブロック

いきいきプラザ南側広場



小平ブロック

小平市福祉会館前市民広場
(11月14日(土)のみ出展)



西東京ブロック

西東京いこいの森公園



清瀬ブロック

けやき通り



東久留米ブロック

東久留米駅西口



東村山法人会 平成27年税金クイズ集計結果

管内各市で、市民・産業まつりの法人会ブースにおいて税金クイズを実施しました。ご協力頂きました税金クイズ集計結果をご紹介します。

東村山
ブロック

実施日
11月14日・15日

小 平
ブロック

実施日
11月14日

西 東 京
ブロック

実施日
11月14日・15日

東久留米
ブロック

実施日
11月14日・15日

清瀬支部

実施日
10月18日

問題①	あなたは東村山法人会を	A. 知っている	986	70.9%	221	77.8%	138	48.3%	533	68.7%	259	54.3%
		B. 知らない	405	29.1%	63	22.2%	148	51.7%	243	31.3%	218	45.7%
		回答数合計	1391		284		286		776		477	
問題②	東村山税務署管内にはいくつの市があるでしょうか？	A. 1市	47	3.4%	43	15.6%	15	5.5%	83	11.0%	62	13.1%
		B. 5市	1304	93.2%	204	73.9%	236	86.4%	588	77.7%	365	76.8%
		C. 6市	48	3.4%	29	10.5%	22	8.1%	86	11.4%	48	10.1%
		回答数合計	1399		276		273		757		475	
問題③	税金を納めることは、憲法に定められているでしょうか？	A. 定められている	1349	96.0%	277	98.2%	285	98.6%	741	95.6%	460	98.5%
		B. 定められていない	56	4.0%	5	1.8%	4	1.4%	34	4.4%	7	1.5%
		回答数合計	1405		282		289		775		467	
問題④	皆さんの納めた国税の使い方(予算)をどこで決めているのでしょうか？	A. 税務署	56	4.0%	51	18.1%	24	8.3%	57	7.4%	80	17.5%
		B. 国会	1334	95.1%	228	81.1%	265	91.4%	715	92.3%	374	81.7%
		C. 裁判所	13	0.9%	2	0.7%	1	0.3%	3	0.4%	4	0.9%
		回答数合計	1403		281		290		775		458	
問題⑤	国の歳入(収入)の内、税金は何%ですか？	A. 約57%	1222	87.4%	155	55.6%	233	80.9%	450	58.9%	372	81.0%
		B. 83%	153	10.9%	100	35.8%	42	14.6%	247	32.3%	52	11.3%
		C. 100%	23	1.6%	24	8.6%	13	4.5%	67	8.8%	35	7.6%
		回答数合計	1398		279		288		764		459	
問題⑥	日本の消費税は現在8%ですが、いつから10%になるのでしょうか？	A. 平成28年4月	97	7.1%	97	36.6%	50	17.5%	261	35.3%	69	14.9%
		B. 平成28年10月	111	8.1%	99	37.4%	26	9.1%	184	24.9%	70	15.1%
		C. 平成29年4月	1165	84.9%	69	26.0%	209	73.3%	294	39.8%	324	70.0%
		回答数合計	1373		265		285		739		463	
性別		男	368	29.8%	60	25.0%	66	24.4%	154	21.2%	130	27.6%
		女	868	70.2%	180	75.0%	205	75.6%	574	78.8%	341	72.4%
		回答数合計	1236		240		271		728		471	
年代		10代	77	5.6%	4	1.4%	34	11.8%	13	1.7%	9	1.9%
		20代	51	3.7%	2	0.7%	14	4.9%	16	2.1%	5	1.1%
		30代	98	7.1%	10	3.6%	36	12.5%	53	6.8%	31	6.7%
		40代	157	11.3%	31	11.2%	49	17.0%	100	12.9%	56	12.0%
		50代	228	16.4%	52	18.8%	28	9.7%	102	13.1%	75	16.1%
		60歳以上	776	55.9%	177	64.1%	127	44.1%	492	63.4%	290	62.2%
		回答数合計	1387		276		288		776		466	

は正解数と正解率

正 解

問題1：該当するところ
問題4：B(国会)

問題2：B(5市)
問題5：A(約57%)

問題3：A(定められている)
問題6：C(平成29年4月)

法人会全国大会参加報告

10月8日(木)、第32回法人会全国大会に鎌田税制・社会貢献委員長と神藤事業研修委員長ほか12名が参加しました。今年の全国大会は、徳島県立産業観光交流センター(アスティとくしま)において、全国から約1,900名の法人会会員が集まり、盛大に開催されました。

第1部においては、「日本の山里にこんな仕事・移住企業もありますよ(地方創世の独創的ビジネスモデル)」と題したパネルディスカッションが行われ、パネリストとして契約農家200軒で葉っぱビジネスを展開し、平均年齢70歳のお年寄りがイキイキと働き高収入を得る姿は、「究極の高齢者福祉産業」とも言われており、全国又は世界から視察や取材が絶えない(株)いろどり代表取締役社長横石知二氏と過疎地域が生き残るための解決策としてアートや環境を柱に地域と世界をつなぎ、グローバルな視点で地域活性化を展開しているNPO法人グリーンバレー理事長の大南信也氏によるパネルディスカッションが行われました。お二人の地方創世に向けたアプローチは異なったものでしたが、それぞれ事業を始められた時の苦労話や教訓等を語られ、経営者として参考となる点が多々ありました。特に、過疎と言われる地域で多く見られる受け身や誰かがしてくれるという弱点を克服するためには、やりたいことをやれることが必要・大事・幸せであり、自分がやるんだという気概を持った人を大切に育てていくことが重要であり、今後は徳島の田舎から更にITやアートを駆使しながら海外展開にも目を向け、「地域内経済循環」を目指していくという力強いお二人の発言とバイタリティに感銘を受けました。

第2部においては、税制改正に関するアンケート調査結果を受け、法人会としての平成28年度税制改正に関する提言とスローガンが発表されました。(詳しくは、6、7ページに掲載しています。)

また、会員増強や研修参加率、福利厚生制度推進等に顕著な成果を上げた法人会の表彰が行われ、いつかは東村山法人会も受賞できるように頑張ろうとの決意を新たにできた有意義な大会でした。

平成28年 新春講演会のご案内



日本経済の復権はなるか

講師

中里 実氏

(東京大学大学院法学政治学研究科・法学部教授)

日時

平成28年1月19日(火) 午後3時30分開催

会場

立川グランドホテル(立川市曙町2-14-16)

参加費
無料

どなたでも無料
申込不要

参加費無料!! 東村山法人会セミナーのご案内

決算法人説明会	1月15日(金)	13時30分~16時
決算法人説明会	2月2日(火)	13時30分~16時
新設法人説明会	1月27日(水)	13時30分~16時
税務教室「消費税申告書作成講座Ⅰ原則課税」	1月20日(水)	14時~16時
税務教室「消費税申告書作成講座Ⅱ簡易課税」	2月10日(水)	15時~16時

※決算法人説明会はどちらの日程も同一内容です。ご都合のよい日にお越し下さい。

どなたでも参加できます!

参加ご希望の方は東村山法人会へお電話下さい。

☎ 042-394-7654



地域の名所

八国山緑地は、なだらかに広がる狭山丘陵の東端に位置し、北側を埼玉県所沢市に接する東西に細長い緑地。東西約1.5km、南北約300mほどにわたって広がっている。

園内は武蔵野の面影を残しており、クヌギやコナラなどの雑木林や、原っぱとなっており、雑木林の中を散策したり、生息する野鳥や昆虫を観察したりすることができる。

八国山緑地の名は、上野、下野、常陸、安房、相模、駿河、信濃、甲斐の八カ国の山々が眺望できたことに由来すると言われ、鎌倉時代には新田義貞が「久米川の戦い」の際に陣を張ったとされる場所であり、これに因んで尾根の東部にある塚には「將軍塚」と書かれた石碑が建てられているが、元となった塚は富士塚、あるいは古代の古墳と言われている。

映画『となりのトトロ』に出てくる「七国山」はこの八国山がモデルになっていると言われ、映画序盤のシーンで登場するバスの行き先表示は「八国山」となっている。

また、西武園線の線路をはさんで南側には都内でも指折りの菖蒲の名所「北山公園」がある。最盛期の6月にはお祭りも行われ、多くの人で賑わう。

所在地	東京都東村山市諏訪町2・3丁目、多摩湖町4丁目
アクセス	西武西武園線 西武園駅から(徒歩約5分) ※駐車場はありませんのでご注意ください。
お問合せ先	狭山公園パークセンター(管理所) ☎042-393-0154 (開館時間 8:30～17:30、休館日は年末年始)
入園料	無料

地域のイベント情報

清瀬市

年中行事 小正月のまゆ玉飾り

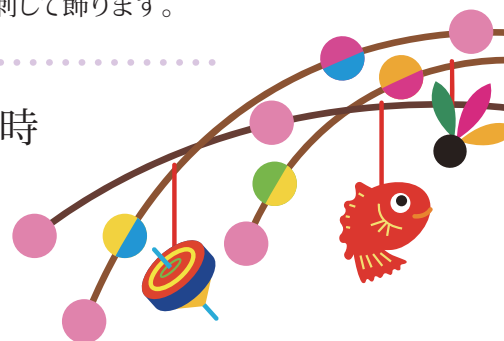
入場無料

小正月の伝統行事を再現します。まゆや野菜の豊作を願い、まゆ・さといも・さつまいも等の形のだんごを作り、みかんと一緒にこならの木の枝に刺して飾ります。

開催日時 平成28年1月9日(土) 午後1時30分～3時

場所 清瀬市郷土博物館(清瀬市上清戸2丁目)
※直接会場へお越し下さい。

問合せ 清瀬市郷土博物館 ☎042-493-8585



マイナンバー制度の衝撃！⑤

これまで、本誌「向日葵」の4、6、8、10月号に連載してマイナンバー法への具体的対応策等について触れてまいりました。12桁の個人番号通知カードが世帯ごとに簡易書留で届いていると存じます。しかし、以下のような事件も起きておりますので、今一度心しておきましょう。

① 誤ってマイナンバー記載の住民票を発行

取手市の自動交付機で、誤ってマイナンバーを記載した住民票を69人分発行。通常、住民から特別に請求があった場合だけ窓口でマイナンバーを記載した住民票を発行するが、今回は自動交付機の設定を間違えたもの。

② 都内で不審電話 11 件

10月10日 03時46分 町田市市の60代女性に、市役所の職員を騙り「マイナンバーの調査のアンケートに答えて」と家族構成を尋ねる内容の電話があった。大田区の60代女性に、「マイナンバーのセキュリティーに70万円かかります」と電話があった。また、「マイナンバー制度が始まるとあなたの預金がかかってしまう。金を隠し財産にしないか」と持ちかける内容もあった。

③ 点字表記なしの通知カードを、視覚障害者は、読み上げ依頼不安

視覚障害者が、番号を認識できるのか不安が広がっている。通知カードの番号には点字表記がなく、読み上げてもらう必要があるが、番号はみだりに教えられない個人情報である。

④ 窓口で誤配布

伊勢郵便局で、マイナンバーを知らせる通知カードの不在配達通知書を持って窓口に来た客に、誤って別人の通知カードを渡した。女性アルバイトが、不在配達通知書の12桁の問い合わせ番号の下3桁だけを見て、たまたま下3桁が同じだった別の人の通知カードを渡し、住所と氏名の確認も怠ったもの。

⑤ 留守宅の世帯主のサインを勝手に行う

珠洲郵便局の男性局員が通知カードの入った簡易書留を配達中、留守宅21軒で世帯主のサインを配達証に勝手に書き込み、受け取ったように装った。

⑥ マイナンバー通知の変換ミスで誤記載

簡易書留で配達中のマイナンバーの通知カードの宛名台紙に「三郷市役所？市民課」との誤記載があった。ただ、市は誤記載を悪用した詐欺を警戒し、市民に注意を呼びかけている。

当事務所では法人会事務局と連携して、予約制の60分無料個別相談をお受け致しており、先々月より数社の方がご相談中です。ご希望の事業主様は、お気軽に法人会事務局までお電話下さい。

筆者紹介 石津 雄美 (いしづ たかよし)

H.27.12.1現在

石津社労士事務所 所長 [特定社会保険労務士、東京都社労士会武蔵野支部所属]
 オールフォーオール 代表 [経営コンサルタント、医療労務コンサルタント、国分寺商工会会員、国分寺市役所行政協力相談員、板橋青色申告会会員、東京都商工会連合会エキスパートバンク担当専門家、シーター(株)代理店、O3S(ワンストップソリューションサービスチーム=AFA主筆)]



略 歴

- 昭和53年：中央大学法学部法律学科卒業
損害保険会社支社長、コンサルティング会社営業部長を歴任
- 保有資格：ライフ・コンサルタント(生協協会)、
年金アドバイザー3級(銀行業務検定)、社会保険労務士(平成10年11月)
- 平成18年：第1回個別労働紛争解決手続代理業務資格-特定社労士資格取得
- 平成27年4月1日：医療労務コンサルタント取得(全国社会保険労務士会連合会)

事務所

所 在 地 〒185-0002 国分寺市東戸倉2-7-1
 雅ミヤビ17ワイズD
 T E L 090-1738-7991
 e - F A X 03-4496-5373
 e - M A I L 07159596012@jcom.home.ne.jp
 H P http://www.just.st/7162591

株式会社 KENDリーム

団体旅行から冠婚葬祭まで
大型バスから小型バスまでご用意できます



私が初めて清瀬を訪れたのはかれこれ五〇年以上も前の事だと記憶しています。駅周辺も今では想像もつかない程で、何か田舎の懐かしい風情を子供ながらに感じたことをうつつらと覚えています。

というのも私の大好きな叔母が長年住んでいたからかも知れません。まさかこの地で事業を起こすとは想像もしておりませんでした。

縁は異なものと申しますが正にその通りだと実感しております。私が生まれ育った三軒茶屋とは環境があまりにも違い何かのんびりと考えさせてくれる地のような気が致します。

私は鉄道員になろうと鉄道学校卒業後大手鉄道会社に勤務しましたが何よりも旅行好きな私は、観光バスに憧れ西武グループの会社に入社後、観光バス運転手として二十数年勤務徐々に自分のお客様が増えて来た事もあり、独立の道をたどりました。余談ですがこの時に色々とご指導頂き、たまにはお酒などを交わした上司が今現在の西武鉄道さんの社長となられ、人

生とは本当にわからないものだと痛感しました。

私も会社設立後は無我夢中で、社名は私の名前の謙を取りケンドリームとし、旅行会社設立から更に観光バスの認可を取得、初めてバスを購入した時には女房と二人、涙が出る程感激したのを昨日の事のように覚えています。当初はバス三台からスタートし

今現在、大型・中型・小型バスまで十二台となり、冠婚葬祭の送迎から団体旅行企画手配、当社企画のバスツアーも毎月行っております。従業員も二十名程になりましたが、私は常日頃から社員は会社の宝であり財産だと言っております。第一線の現場でお客様に接するのは従業員一人一人で、社員が会社の顔となり会社のイメージそして評価となるわけです。

次回もケンドリームのバスで旅行に行きたい、あのドライバーさんをお願いしたいとご指名を頂けるよう社員一同日々精進して参ります。また何よりも地元の方々の応援・励ましの声が私にとって、何より有難く、人生これ以上の喜びと幸せはないと思っています。地元の方々のご協力があったからこそ今日があると確信しております。ま



た苦勞を共にしてくれた女房のお陰

だと感謝し、初心忘れるべからずと心に刻んでおります。

数年後には東京オリンピックが開催されますが、輸送バスがずいぶん不足しているとの事、当社としましても地元はもとよりできる限りの協力をして行きたいと思っています。そして地元密着の観光バス会社として皆様の足となり、より一層のサービスと安全第一の精神で前進してまいります。

最後になりましたが、健康あつてこそ人生、そしてまた旅も楽しからずやと言うように、健康には十分気をつけて頂き、旅のパートナーとしての日にお供できる日を心より楽しみにお待ちしております。申し上げております。

●皆様ぜひお越し下さい

株式会社 KENDリーム

所在地 〒204-0003 清瀬市中里 4-1177

TEL 042-497-7107

FAX 042-497-7108

H P <http://www.ken-dream.com/>

青年部会主催経営講演会を開催しました

去る10月18日(日)に東村山法人会青年部会主催の講演会「ゆめをかなえるために」を開催させて頂きました。講師に、元フジテレビアナウンサー有賀さつき氏をお招きし、人生の経験談から、苦手な事を克服することで「夢を叶える一歩」に繋がるという講演を行って頂きました。



篠宮部会長のご挨拶



有賀さつき氏



にぎわう会場

東村山法人会主催グラウンド・ゴルフ大会

11月23日(金)西東京市向台運動場において公益社団法人東村山法人会主催、西東京グラウンド・ゴルフ協会協力による第4回グラウンド・ゴルフ大会が開催されました。本大会は会員・非会員は問わず広く参加者を募集しており92名の皆様が合計18ホールのプレーを楽しめました。

優勝

男子の部	服部 末春氏	スコア 47
女子の部	小森 廣子氏	スコア 53



開会式
井上組織・厚生委員長のご挨拶



参加されたプレイヤー



男子の部優勝
服部末春氏(右)と井上組織・厚生委員長(左)



女子の部優勝
小森廣子氏(左)と尾林副会長(右)

年末調整実務研修会を開催しました

11月5日(木)14時より法人会館において年末調整実務研修会が一般からの参加を含む49名に対し開催されました。まず東村山税務署山本副署長にご挨拶を頂き、その後室橋上席調査官と小林上席調査官による研修会が行われました。

研修会でDVDによる「年末調整しかた」と「法定調書の作成と提出のしかた」を学習し、さらにテキストを使用して説明を受けました。



室橋上席調査官



小林上席調査官



満員の会場



DM事業部(廻田町3丁目)



ひとひと

東村山第1支部 広報委員

石田 克己さん



私は、昭和三十四年神奈川県相模原にて生を受け、二十三回の引越を経て現在青梅市柚木町に在住しております。学生の頃から起業することを夢見て、二十歳の頃高校・大学と一緒にあった同僚と「JAZZ」という会社を設立し、輸入雑貨の無店舗販売等様々な事業を展開しましたが、若輩者であり経験不足がたたたり、二十七歳の時会社は倒産しました。

その後アルバイトをしながら次のチャンスが訪れるのを待っていました。三十歳になった年に歩合給で入った大手通信販売の宅配会社で人生の転機が訪れました。会社の部長に今度独立をするので一緒に働かないかと誘われました。バブル期であり、商業流通と個人向商流も順調であったので、チャンスと思い賛同し東京都東大和市の七十坪の倉庫から事業がスタートしました。多摩地区を中心に、通信販売の商品、ダイレクトメールの配達を協力会社と共に展開しました。

その後社長より「私は大阪出身であり、関西を中心に事業を展開したいので、東京はお前がやれ」と言われ独立を決心しました。八王子市下柚木に七十坪の倉庫を借り、有限会社都下配送をスタートさせました。当時は、私と所長一人、事務員一人、従業員は三人で、残りは外注委託ドライバー十台程度でした。

その後、バブルが崩壊し、個人消費の冷え込みと共に通信販売の商品も減少、このままでは商品の配送を大手運送会社に切替えられると危惧し、従来から扱っていたダイレクトメールの配送及び企画営業に注目しました。当時は郵便局が手紙・ダイレクトメールの配送を独占していました。郵便法により信書は民間では扱えないので、企業が広告宣伝用に発行するダイレクトメールの企画営

業会社として、立川市富士見町に株式会社プロメディアを設立しました。発行から個人宅ポストインまでのトータルサービスで売上を伸ばしましたが、大手運送会社の参入により、配送料金の受注コストが十年で五分の一まで下落しました。

このままでは、赤字企業に転落する危機の中注目したのが、ポスティングレディーという、ご自宅周辺を

自転車で配って頂く女性中心のネットワークでした。最初は素人軍団ではありましたが、現在では多摩地区・世田谷区で千二百人のスタッフが我社の支柱になっております。しかし、インターネットの普及により、紙媒体が減少する中、次の展開として、『北海道八雲の天然水』の販売を始めました。日本の食生活の衰退及び自給率の低下には元々関心を持っていました。

今後は、ダイレクトメールのネットワークを基礎として、北海道の食品作りに力を入れ、良質な情報と良質な食品を地域に提供出来よう様努力する所存でございますので、ご指導の程宜しく御願ひ申し上げます。



東村山センター(廻田町2丁目)

(株)プロメディア 代表取締役

法人会にご入会下さい

① 法人会は法人の学校であり良き相談相手を見つけることが出来る魅力ある経営者の団体です

- ① 税務、経営等に関する様々な説明会、研修会及び無料労務相談会を開催しております。
決算法人説明会、新設法人説明会、税務教室、e-Tax・eLTA X講習会、パソコン教室など税務、経営に役立つ研修を開催しています。
- ② 本部、ブロック、支部による会員相互の異業種交流を積極的に行なっています。

② 法人会は幅広い相互扶助事業を行なっています

- ① 生命保険と損害保険を組み合わせた事故死亡の場合最高1億円の保障が得られる経営者大型保障制度に加入できます。
- ② 特定退職金共済制度に加入でき大企業なみの退職金制度を確立できます。
- ③ 経営者、従業員の健康管理のため生活習慣病健診を特別料金で受診できます。

③ 法人会は税制改正要望運動を推進しています

全国85万社の法人会の大きな力で、税法が私達中小法人に有利になるよう税制改正要望運動を行なっています。

ご入会に関するお申し込み・お問い合わせ

東村山法人会 TEL 042-394-7654

新入会員紹介コーナー

「棚板一枚から近代ビルまで」私たちの
モットーです。

法人名	有限会社稲垣建設	住 所	小平市大沼町4-5-17
業 種	総合建設業	電 話	042-344-0925
代表者	稲垣 昌輝	FAX	042-346-9 6
支 部	小平第4支部		

新入会員紹介

自平成27年9月1日～至平成27年10月31日に入会された会員

所属支部名	所 在 地	法 人 名	代表者氏名	業 種	電話番号
小平第5支部	小平市鈴木町1-422-3-106	アートラインサービス株式会社	酒井 卓彦	交通安全施設業	042-401-0688



国税に関する申告や納税、
申請・届出などの手続きが
インターネットで
行えます。

電子申告で効率UP!

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で
即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1カ月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税
の申告をするとこんなメリットが!

➤ 添付書類の提出省略 還付がスピーディ

法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス 検索

今年度の東村山法人会統一の会員増強デーが10月15日(木)に、会員増強期間が10月15日(木)から11月14日(土)の間に設定され、各ブロック・清瀬支部において、会員増強決起大会等が下記の日程で行われました。各会場では法人会の力の源である会員数の増加を目指して頑張ろうと決意表明等が行われました。各会場の様子を写真でご紹介します。

ブロック	日にち	場 所
東村山ブロック	10月15日(木)	法 人 会 館
小平ブロック	10月19日(月)	橙 や 小 平 本 店
西東京ブロック	10月16日(金)	谷戸イチョウホール
東久留米ブロック	10月18日(日)	伊 香 保 さ く ら い
清 瀬 支 部	10月15日(木)	清 瀬 商 工 会 館

東村山ブロック



白石ブロック長のご挨拶



参加された会員の皆様

小平ブロック



増強運動の結果報告

目標達成がんばるぞ〜



西東京ブロック

尾林ブロック長のご挨拶



エイエイオ〜のかけ声

東久留米ブロック



参加された会員の皆様

清瀬支部



参加された会員の皆様

会員増強決起大会が開催されました

平成27年度東村山税務署納税表彰



受彰者と法人会役員の皆様

平成27年度東村山税務署納税表彰式が11月12日(木)ルネこだいらいにおいて開催され、東村山法人会では村野副会長、中條総務委員長が署長表彰を、西川東久留米第1支部長以下3名の皆様が署長感謝状を受彰されました。

表彰式には多数の理事の方々も参加され受彰者の功績を讃えられました。

税務署長受彰者

【順不同・敬称略】

村野 康司（清瀬市、副会長）
中條 基成（東村山市、総務委員長、常任理事）

税務署長感謝状受彰者

【順不同・敬称略】

吉村 光生（小平市、支部長、理事）
西川 徹夫（東久留米市、支部長、理事）
笠原 昭久（東久留米市、組織・厚生委員）

税務功労者立川都税事務所長感謝状贈呈式



村野康司副会長

平成27年度税務功労者立川都税事務所長感謝状贈呈式が11月18日(水)14時15分、立川グランドホテルにおいて行なわれました。

当会から清瀬の村野康司副会長が東京都の税務行政の推進に貢献された功績により受彰されました。

国内研修実施報告

第32回法人会全国大会に引き続き(10月9日(金)から10日(土))、神藤事業研修委員長以下14名が徳島・愛媛の研修旅行を実施しました。9日は、鳴門の渦潮を観光船から見学し、渦潮発生のメカニズムを学びました。

その後、平家一族の哀話を秘める祖谷のかずら橋(国指定重要有形民俗文化財)へ移動し、長さ45m、幅2m、水面上の高さ14mを見学し、実際に全員で渡りました。現在は3年毎に架け替えるとともに、かずらだけでなく内部にピアノ線を使用して安全になっているそうです。夕方には日本三古湯である道後温泉に到着し、日本最古の温泉を堪能しました。間もなく、改修に入り10年間ほど営業は停止だそうです。

10日は、四国88か所霊場の第51番札所である石手寺を研修しました。ここには88か所の霊場の砂袋が置いて有り、これに触れることにより、88か所を回ったのと同じ効果があるということで、全員でお参りました。



松山城にて

次いで地元を代表する正岡子規記念館を見学し、子規の世界を通じて松山の文化や伝統に触れ理解を深めました。

伊丹十三記念館においては俳優や映画監督として活躍した伊丹十三の足跡をたどりながら、その才能に改めて思いを馳せることが出来ました。

最後に、日本三大平山城に数えられる松山城を見学し、石垣や各建物に工夫されている知恵を学びました。

徳島・愛媛の名所旧跡を研修するとともに、地元の方とのふれあいを深め、更に会員相互の交流と親睦を深めることができた有意義な研修となりました。



東村山第1支部 会員親睦旅行

東村山第1支部は、9月27日(日)に会員親睦旅行を行いました。高萩支部長のご挨拶で元気よくスタートした一行は、まず葛西臨海公園に向かいました。水族館では話題になった唯一の生き残りの「ど根性マグロ」を見ることが出来ました。

次に柴又帝釈天に移動しお参りと散策、そして楽しい昼食とお酒で更に親睦が深まりました。今回の旅行は会員さんのお子さんにも沢山ご参加いただき、にぎやかな楽しい旅行になりました。また、楽しい企画をしますのでは是非ご参加ください。



東村山第6支部 日帰り親睦旅行

10月19日(日)日帰り親睦旅行を地元企業の銀河鉄道(株)にご協力していただき実施致しました。

午前中は添乗員の中野さん(銀河鉄道(株))の案内にて江の島を散策。天候にも恵まれ江の島からのロケーションを参加者は楽しんでいました。

昼食は、三崎港にてマグロを堪能しましたが、途中『???』『……』という一幕もありました。参加いただいた皆様には、これも旅行の思い出としていただければと思います。

帰りには、途中で三浦にてみかん狩りを行いました。車中は行き帰りとも盛り上がり、新入会員も賛助会員が2名も加入するなど、充実した親睦旅行だと実感しています。

参加していただいた会員様、ご協力有難う御座いました。また来年度の親睦旅行も宜しくお願い致します。



11月24日(火)32名のご参加のもと西東京ブロック日帰り研修会が開催されました。

まず、アサヒビール神奈川工場を見学しました。広い工場の見学通路を「40分は歩きます!」と脅され(?)悲鳴が上がる。しかし、何とかクリア。その後、ビールの試飲3種類、出来立ての味は格別でした。業界トップ企業でありながら、それに満足せずにお客様が「うまい!」と感じる品質管理の徹底、そして新開発商品の研究に勤しんでいる姿勢に感銘。さすが一流企業!(案内者の説明が上手かった)名の知れた会社の数々がアサヒビールの傘下にあることを知りました驚きの声! 私自身、アマノフーズが子会社とは初めて知った次第です。

昼食後一路、大雄山最乗寺へお参りと紅葉見学へ向かいました。

午後6時30分、無事西東京へ帰着しました。

記 副ブロック長 山田章

西東京ブロック

西東京ブロック日帰り研修会



東久留米ブロック

合同親睦旅行及び会員増強決起大会

東久留米ブロックは10月18日(日)～19日(月)にかけて、高橋ブロック長をはじめ、4支部31名の参加にて、1泊研修会を行いました。世界遺産の富岡製糸場見学と近郊の散策などを行い、18日晚には会員増強決起大会を伊香保「さくらい」内の会場で各支部の目標を掲げ、一同でエールの交換を行いました。大変天気が良く、美味しいものを食べながら、多いに懇親も図れました。

記 笠原昭久



東久留米第3支部

目帰り研修旅行

今回の研修旅行は、紅葉狩りとそば打ち体験ということで、多摩川源流の村である山梨県の小菅村に行ってきました。奥多摩の更に奥に位置する小菅村は、人口800名弱の山村。天候はあいにくの雨でしたが、山は紅葉がピークでとても綺麗でした。そば打ちは民宿山水(やまみず)の女将さんにご指導頂き、仕込みから茹で上げまでの工程を全て手作りで体験してきました。参加者全員が自分で作ったおそばと山の幸を堪能し、メに小菅の温泉に浸かり満足感いっぱい全員無事帰着しました。

清瀬支部

堂ヶ島温泉への一泊研修旅行

清瀬支部は平成27年11月8日(日)、9日(月)の2日間で村野副会長を代表とし合計29名が参加した研修旅行を実施しました。1日目は清瀬を午前7時30分にバスで出発し、清水港からフェリーにて土肥港に渡り、堂ヶ島温泉三四郎で宴会宿泊し、会員同士の親睦を深めました。

2日目は伊豆・三津シーパラダイスで水族館、イルカショー、セイウチのパフォーマンスなどを見学し、途中車中でビンゴゲーム大会、海産物を買物しながら、清瀬へと全員無事に帰ることが出来ました。ご参加された皆様、楽しい旅行をありがとうございました。

広報委員 狩野



平成28年 賀詞交歓会のご案内

日時 平成28年1月19日(火) 午後5時20分開会

場所 立川グランドホテル(立川市曙町2-14-16)

参加費 会員 1,000円/人 賛助会員 2,000円/人 非会員 5,000円/人

※新春講演会に引き続き開会します

お問合せ 東村山法人会事務局 TEL:042-394-7654



青年 部会

全国青年の集い茨城大会に参加しました



平成27年11月20日(金)第29回法人会全国青年の集い茨城大会が茨城県立県民文化センターにて開催され東村山法人会青年部会員総勢19名にて出席してまいりました。

今大会のスローガン「漫遊いばらき～常世の国 魁の地にて 感性を研げ」のもと青年部会活動の一つであります「租税教室」により一層に研ぎをかける大会にしましょうと大会式典で大会会長の挨拶がありました。

その後、記念講演の川泰宣氏(JAXA 名誉教授)「この国とこの星と私たち～「はやぶさ」からのメッセージを聴講しました。現地視察では、水戸偕楽園や那珂湊市場や、めんたいパークなどを見学して来ました。



舞台「かたき同志」を鑑賞

女性 部会

11月19日(木)、女性部会交流会が行われ、37名の方にご参加いただきました。

今回は浜町にある明治座にて“かたき同志”を鑑賞して参りました。

下町の飲み屋と屋敷町の呉服問屋、それぞれの息子と娘が、親の意に反し結婚するといははじめ、母親同士が大ゲンカ!女の意地や、母と子の葛藤、町の人々の笑いあり、涙ありの人情喜劇でした。とても面白い舞台で有意義な交流会でした。



法人会行事のご案内

平成27年11月25日現在

月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所	月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所
1/15(金)	13:00	マイナンバー対応個別相談会	法人会館	2/4(木)		生活習慣予防検診	東久留米市スポーツセンター
//	10:00	パワーポイント応用(全6回)開講日	//	2/5(金)		生活習慣予防検診	東久留米市スポーツセンター
//	13:30	決算法人説明会	//	2/6(土)		青年部会出前授業	小平市立小平第十五小学校
1/19(火)	15:30	新春講演会	立川グランドホテル	2/9(火)	13:00	中小企業会計啓発普及セミナー	法人会館
//	17:20	賀詞交歓会	//	2/10(水)	15:00	第9回税務教室	//
1/20(水)	14:00	第8回税務教室	法人会館	2/15(月)	13:30	e-Tax・eLTAX講習会	//
1/21(木)		常任理事会	//	//		生活習慣予防検診	東村山市民スポーツセンター
1/26(火)	14:00	個別融資相談会	//	2/16(火)	14:00	個別融資相談会	法人会館
1/27(水)	13:30	新設法人説明会	//	2/17(水)	13:00	マイナンバー対応個別相談会	//
2/1(月)		青年部会出前授業	清瀬市立清瀬第三小学校	2/20(土)		青年部会出前授業	東久留米市立小山小学校
2/2(火)	13:30	決算法人説明会	法人会館				



所沢市 三宅正人さん



本紙の表紙を飾る写真を
募集しています。

応募作品を
ご紹介します

ー立川都税事務所からのお知らせー

マイナンバーの利用開始について

平成28年1月から東京都主税局でもマイナンバーの取扱いを開始します！



● マイナンバー利用開始へ向けての主税局の情報セキュリティ対策について

主税局では、マイナンバー制度の導入にあたり、情報セキュリティ関連の規定を見直し、個人番号の厳格な取扱いを盛り込む準備を進めています。個人番号の取扱いについては、研修等で職員に周知を徹底していきます。

また、税務システムは外部ネットワークと切り離しており、特定個人情報(個人番号を含む個人情報)がネットワークを通じて外部に流出することがないように対策しています。

なお、個人番号をシステムで取り扱う際に作成が必要な特定個人情報保護評価書は、東京都主税局のホームページでご覧いただけます。

<http://www.tax.metro.tokyo.jp/jisshi/hyouka.html>



● マイナンバー制度をかたる不審な問合せにご注意ください！

マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘および個人情報の取得にご注意ください。

また、主税局から都民の皆さまにマイナンバー制度に関連して現金の振り込みを求めることはありません。



recipe

鮭のエスカベッシュ ～スペイン風あんかけ～

旬の食材で楽しむ欧風メニュー。

つくりかた

- 1 鮭の皮をとって小骨を取り、一口サイズに切る。
- 2 ピーマン、にんじんを千切りに、たまねぎをスライスに切る。
- 3 鍋に[A]を入れてくつくつしたら切ったピーマン、にんじん、たまねぎを入れて中火でしんなりするまで煮る。
- 4 生鮭に片栗粉をまぶしてフライパンで揚げ焼きにする。
- 5 ③の火を止めて深めのバットやタッパーに③の半分くらいを広げ、そこに④を並べて残りの③を全部入れて冷ます。

ポイント

- 黒酢のフルーティーさと、野菜をくつくつしんなりするまで煮て、うまみを出すのでコンソメを使わなくてもOK!!
- サッパリしたものが好きな人は酢の量を増やしてもOK!!
- 他の魚介類で代用してもOK!!
- 半日～1日おくと、味がなじんでより一層おいしくいただけます。



★レシピ★

材 料 (2人分)

- | | |
|---------------|-----------|
| ■ 生鮭・・・1尾 | ■ [A] |
| ■ ピーマン・・・2個 | 水・・・500mL |
| ■ たまねぎ・・・1/2個 | 黒酢・・・大さじ3 |
| ■ にんじん・・・1/2本 | 酢・・・大さじ2 |
| ■ 片栗粉 | 酒・・・大さじ1 |
| ■ サラダ油 | 砂糖・・・大さじ1 |

政府広報 | 内閣府 警察庁 特定個人情報保護委員会 消費者庁 総務省

マイナンバーをかたった詐欺にご注意を!

●マイナンバー制度に便乗した、このような電話や訪問などに注意してください●

「あなたの口座番号、資産情報、家族構成を教えてほしい」
「あなたの名前やマイナンバーを貸してほしい」



**役所や公の機関の職員が自宅を訪問したり、
電話をすることはありません。お金を求めることもありません。**

不審な電話などを受けたら

▶ 消費者ホットライン **1 8 8** (いやや)

▶ 警察相談専用電話 **# 9 1 1 0**

マイナンバーの通知カードは、世帯ごとに簡易書留で概ね11月中には届きます。

通知カード・個人番号カードの
お問合せは

個人番号カード
コールセンター

0570-783-578

平日 8:30～22:00 土日祝 9:30～17:30

公益社団法人東村山法人会報[242号] 平成27年12月20日発行

発行：公益社団法人東村山法人会 編集：公益社団法人東村山法人会 広報委員会
〒189-0014 東京都東村山市本町1-23-6 TEL:042-394-7654
www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp

制作：株式会社ドライブドリームストーリー

禁
無
断
転
載